平成２３年（フ）第２６０号
愛媛県松山市雄郡２丁目10番１号
債務者　鳥津美由紀
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２６５号
愛媛県松山市雄郡２丁目10番１号、住民票上の住所愛媛県松山市吉藤４丁目１番29号　吉藤ハイツ203号
債務者　渡部　美雪
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７５号
愛媛県松山市北土居４丁目28番39号　リビングタウン北土居Ｅ102号
債務者　福水　重樹
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２８２号
愛媛県松山市松末２丁目14番20号　フェニックス松末503号
債務者　青木　佳代
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
福岡県三潴郡大木町大字上木佐木2137番地３
債務者　内田　利行
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
宮崎市神宮１丁目197番地１　コーポミヤモト301号
債務者　津曲　和彦
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９６号
沖縄県石垣市新栄町56―５　コーポシーコースト502号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市樋之口町８番23号　ＢＢビル401号
債務者　田口　雅啓
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目11番24号　グリンヒルＫ203号
債務者　藤上　英明
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
鹿児島県鹿児島市下福元町1408番地　ＳＴＡＹ　ＤＲＥＡＭＩ　102号
債務者　山田　尚宏
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目46番12―14号
債務者　岩切　高志
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７号
北海道浦河郡浦河町字野深484番地
債務者　野村さゆり（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
北海道様似郡様似町大通３丁目66番地の１
債務者　川崎　秀二（旧姓小丸）
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地18　市営天下田アパートＦ203号
債務者　菊地　義明
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１８号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘３丁目７番地11
債務者　西岡　郁美
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
茨城県守谷市松前台６丁目18番地17
債務者　坂口　和彦
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
茨城県守谷市松前台６丁目18番地17
債務者　坂口加代子
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目21番１―805号
債務者　安国由華こと　安　　由華
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係